

太陽光発電設置に係る主な関係法令等窓口一覧

＜必須の手続き＞

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般の問い合わせ先	申請先
1	景観法	一定規模を超える建築物や工作物の建築等又は開発行為を行おうとする場合	届出	北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観 TEL011-231-4111(内線:29-828)	渡島総合振興局建設行政室 建設指導課
2	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質の変更を行おうとする場合	届出	北海道環境生活部環境局環境推進課環境保全G TEL011-231-4111 (内線:24-273)	北海道環境生活部環境局環境推進課環境保全G TEL011-231-4111 (内線:24-271)
3	電気事業法	①工事計画の届出 ②保安規程の届出 ③電気主任技術者の選任	届出	北海道経済産業省北海道産業保安監督部電力安全課 TEL011-709-2311(内線:2730)	経済産業省北海道産業保安監督部電力安全課(011-709-2311)(内線:2730)

＜面積・高さにより必要な手続き＞

1	建築基準法	①電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外。 ※上記以外の工作物で、高さ4mを超えるもの及び建築物に該当するものは、確認申請が必要。 ②土地に自立して設置するもので、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないもので、かつ、屋内的用途に供しないものについては、建築物に該当しない。→工作物に該当	確認申請	北海道建設部住宅局建築指導課建築基準G TEL011-231-4111 (内線:29-475)	渡島総合振興局建設行政室 建設指導課
2	北海道環境影響評価条例	太陽光発電施設(事業用電気工作物に限る)のみを設置する場合は対象としませんが、併せて建築物や工作物の新築等を目的として行われる一連の土地の形状変更の面積が50ha以上のものはアセスの要否判定が必要な場合があります。	届出(アセスの要否判定)	北海道環境生活部環境局環境推進課環境影響評価G TEL011-231-4111(内線:24-228)	北海道環境生活部環境局環境推進課環境影響評価G TEL011-231-4111 (内線:24-228)

＜立地場所により必要な手続き＞

1	道路法	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用)・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等・水管、下水道管、ガス管等・歩廊、雪よけ等・露店、商品置場等・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で、政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	【国道】函館開発建設部(公物管理課) TEL0138-42-7692 【道道】函館建設管理部 TEL0138-45-6500 【町道】松前町役場建設水道課 TEL0139-42-2666	同左
---	-----	--	----	--	----

2	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	許可 ・届出	松前町役場農林畜産課 Tel.0139-42-2275	松前町農業委員会
3	河川法	知事が管理する道内の1級河川及び2級河川の河川域内において、それぞれ以下の行為をする場合 ・土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更しようとする行為	許可	建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel.011-231-4111(内線:29-317) 【準用河川】 松前町役場建設水道課 Tel.0139-42-2666	渡島総合振興局建設管理部用地管理室管理課管理第一係
4	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄 ・竹木の伐採(枝打ちを含む。) ・抜根又は芝草の採取 ・竹木の滑下又は地引きによる搬出 ・火入れ又はたき火 ・牛、馬その他の家畜の放牧又は係留 ・建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却	許可	北海道建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel.011-231-4111(内線:29-413)	渡島総合振興局建設管理部用地管理室管理課管理第一係
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	北海道建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel.011-231-4111(内線:29-413)	渡島総合振興局建設管理部用地管理室管理課管理第一係

6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 	許可	<p>北海道建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel011-231-4111(内線:29-413)</p>	<p>各(総合)振興局建設管理部用地管理室管理課管理第一係</p>
7	海岸法	<p>海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること ・水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ・土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること <p>一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石を採取すること ・水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること ・土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること <p>海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内、または一般公共海岸区域(水面を除く)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該区域を占用しようとする場合は知事の許可が必要です。</p>	許可	<p>北海道建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel011-231-4111(内線:29-413)</p>	<p>渡島総合振興局建設管理部用地管理室管理課管理第二係</p>
8	国有財産法	<p>国有財産法第18条第6項の規定による行政財産(北海道海域使用料等徴収条例に規定する国有財産たる海域)の使用許可を受けようとする場合は知事の許可が必要です。</p>	許可	<p>北海道建設部建設政策局維持管理防災課管理G Tel011-231-4111(内線:29-413)</p>	<p>渡島総合振興局建設管理部用地管理室管理課管理第二係</p>
9	森林法	<p>地域森林計画の対象となる民有林(保安林等を除く)において1ヘクタールを超える開発行為を行う場合は、知事又は権限委譲を受けた市町村長の許可が必要となります。</p>	許可	<p>水産林務部林務局治山課保安林・林地開発規制G Tel011-231-4111(内線:28-681)</p>	<p>①開発する森林面積が20ha以上 北海道水産林務部林務局治山課保安林・林地開発規制G ②開発する森林面積が20ha未満 渡島総合振興局林務課森林保全係 ③松前町 農林畜産課 Tel0139-42-2275</p>

10	文化財保護法	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会への届出が必要になります。</p> <p>また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会との協議が必要になります。</p>	届出 事前協議	<p>教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財調査G Tel011-231-4111(内線:35-624)</p>	<p>松前町教育委員会 文化社会教育課 Tel0139-42-3060</p>
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<p>鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為・建築物その他の工作物の新築・改築・増築・水面の埋立・干拓・木竹の伐採</p>	許可	<p>北海道環境生活部環境局自然環境課 Tel011-231-4111 (内線:24-273)</p>	<p>北海道環境生活部環境局自然環境課</p>
12	道立自然公園条例	<p>道立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等</p>	許可	<p>北海道環境生活部環境局自然環境課 Tel011-231-4111 (内線:24-273)</p>	<p>北海道環境生活部環境局自然環境課</p>

＜設置に関し土地を取得する場合などの手続き＞

1	国土利用計画法	<p>大規模な土地取引には、契約締結後2週間以内に土地の所在する市町村長への届出が必要となります。</p> <p>(面積要件) 10,000㎡</p> <p>(対象となる土地取引) 所有権の移転(売買、交換等) 地上権、賃借権の設定・移転 →権利の対価としての一時金があるとき等</p>	届出	<p>総合政策部 政策局 土地水対策課 土地水調整G Tel011-231-4111(内線:23-740)</p>	<p>松前町政策財政課 Tel0139-42-2275</p>
---	---------	---	----	---	-------------------------------------